

令和6年度第3回
龍ヶ崎市子ども・子育て会議

日 時：令和6年10月18日（金）午前10時～

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
・第3期計画の素案（第4章分のみ）について（資料①）

（2）その他

4 閉 会

龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

龍ヶ崎市
令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の位置づけ.....	2
5 計画の期間.....	3
6 計画の達成状況の点検及び評価.....	3
第2章 龍ヶ崎市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題	4
1 統計で見る本市の状況.....	4
(1)人口の状況.....	4
(2)世帯の状況.....	4
(3)婚姻の状況.....	5
(4)出生の状況.....	6
(5)女性就業率の状況.....	6
2 アンケート調査結果からみる子育て支援等の現状.....	7
(1)調査の概要.....	7
(2)調査の結果.....	8
3 子育て世代との意見交換・関係団体とのヒアリング結果.....	11
(1)子育て世代との意見交換(座談会)の結果.....	11
(2)関係団体とのヒアリング結果.....	11
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括と今後の方向性.....	12
第3章 計画の理念	19
第4章 今後5年間に展開する子育て支援の取組	20
1 教育・保育の提供区域の設定.....	20
2 施策の展開.....	21
施策Ⅰ 幼児教育・保育の提供体制の確保.....	22
施策Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	24
施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と育児支援の充実.....	32
施策Ⅳ すべてのこどもを守り、支える環境の充実.....	36
施策Ⅴ 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実.....	38
資料編	39
1 SDGsとの関連性.....	39
2 計画の策定体制.....	39
3 計画策定の経過.....	39
4 龍ヶ崎市子ども・子育て会議委員名簿.....	39
5 答申.....	39

2 施策の展開

本計画で掲げる理念に基づき、次の5つの基本施策を設定して、事業等の展開を図っていきます。

基本施策		具体的な取組み
I	幼児教育・保育の提供体制の確保	①幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」 ②教育・保育の一体的な提供の推進 ③産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援 ④保育士確保のための取組み
II	地域子ども・子育て支援事業の充実	①延長保育事業 ②一時預かり事業 ③病児保育事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤子育て短期支援事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦利用者支援事業 ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨養育支援訪問事業 ⑩妊婦健康診査事業 ⑪学童保育事業 ⑫産後ケア事業 ⑬実費徴収に係る補足給付のための取組み ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための取組み
基本施策		施策の方向性
III	安心して産み育てることができる環境の整備と育児支援の充実	1. 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、こどもが地域で安全に過ごすことができる居場所を創出します。 2. 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。
IV	すべての子どもを守り、支える環境の充実	児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適切な支援を行います。
V	仕事と家庭生活が両立できる環境の充実	男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男性・女性ともに育児等を両立できるための柔軟な働き方の実現に向けた取組みを推進します。

施策Ⅰ 幼児教育・保育の提供体制の確保

【説明用メモ】

用語：1号-教育(幼稚園)、2号-保育

算出方法：R3-R5 平均利用率×人口推計値

①幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」

--1号認定・2号認定【3~5歳】--

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(3~5歳)	1,234	1,170	1,066	1,036	993	979
量の見込み…①	1,190	1,109	1,011	981	941	927
1号認定	381	382	348	338	324	319
2号認定	809	727	663	643	617	608
保育ニーズ	744	652	595	577	554	546
教育ニーズ	65	75	68	66	63	62
確保方策…②	1,398	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
特定教育・保育施設1号	565 (65)	574 (75)	574 (68)	574 (66)	574 (63)	574 (62)
特定教育・保育施設2号	833	837	837	837	837	837
差 ②-①	208	302	400	430	470	484

【説明用メモ】

0歳-算出方法：R3-R5 平均利用率×人口推計値

1・2歳-算出方法：(増加傾向)見込利用率×人口推計値

--3号認定【0~2歳】--

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(0~2歳)	1,003	961	949	938	930	922
児童数(0歳)	322	318	314	311	309	305
児童数(1歳)	319	314	311	307	305	303
児童数(2歳)	362	329	324	320	316	314
量の見込み…①	528	524	520	518	517	515
3号認定(0歳)※	98	103	102	101	101	99
3号認定(1歳)	192	192	191	191	191	191
3号認定(2歳)	238	229	227	226	225	225
0~2歳保育利用率	54.0%	54.8%	55.0%	55.4%	55.8%	56.0%
確保方策…②	618	614	614	614	614	614
特定教育・保育施設0歳	92	87	87	87	87	87
特定教育・保育施設1歳	194	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設2歳	238	238	238	238	238	238
特定地域型保育事業	94	94	94	94	94	94
差 ②-①	90	90	94	96	97	99

※ 過去の実績及び傾向を勘案し、10月1日時点の見込み数を算出したものです。

② 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟にこどもを受け入れることのできる施設です。こどもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わせられて受けられるものです。

本市では、教育・保育の一体的提供の重要性や認定こども園の数々の利点を踏まえ、認定こども園法施行後、市内の私立幼稚園等に対する情報提供や要請を通じて移行の促進に努めてきました。各施設の理解と協力により、着々と認定こども園への移行が進展し、令和6年4月1日現在において、市内の認定こども園は6施設となっています。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請(指導・監督)していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るための支援に努めます。

③ 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることなく、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、保育課窓口や地域子育て支援センター等を通じて、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めます。

また、休業明けの保護者の認定こども園、保育所等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れや優先度の引上げなどに努めます。

④ 保育士確保のための取組み

取組み	区分	取組みの内容	担当課
保育士等確保体制支援事業	新	利用定員に空きが出た場合でも、保育士等の雇用を確保し、施設等の安定的な運営を支援します。	保育課
保育士等修学資金貸付事業	継	保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、将来市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の施設で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。	保育課
保育士等就労促進家賃補助事業	継	市内の保育所(園)等で新たに常勤雇用された方(公立保育所においては、臨時・非常勤職員に限る)の家賃を補助します。	保育課
保育所等合同就職説明会の開催	継	市内の保育所(園)等と就職希望者との架け橋として、龍ヶ崎市、利根町にある保育所(園)・幼稚園・認定こども園による合同就職説明会を開催し、保育士の確保に努めます。	保育課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続

施策Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	547	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	720	720
実施か所数	13	13

【説明用メモ】

掲載数値:実人数

算出方法:R3-R5 平均利用率
× 対象児童推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	606	573	562	547	541
確保方策…②					
利用確保数	606	573	562	547	541
実施か所数	14	14	14	14	14
差 ②-①	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業(幼稚園型)

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育(教育活動)を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	16,431	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	1,099	1,099
実施か所数	1か所	1か所

【説明用メモ】

掲載数値:延べ人数

算出方法:R5 利用率
× 対象児童推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654
確保方策…②					
利用確保数	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
差 ②-①	0	0	0	0	0

一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かります。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	2,849	----
確保方策(計画値)		
利用確保・実施か所数	5,426 10か所	5,426 10か所
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	4,306 9か所	4,306 9か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	1,120 1か所	1,120 1か所

【説明用メモ】

掲載数値:延べ人数

算出方法:

(一時預かり事業)

R5 利用率×対象児童推計値

(子育て援助活動支援事業)

0-5歳児のファミサポ利用者

R7=R6 利用見込み×1.01

R7以降は前年度見込み×1.01

増加傾向で算出

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	2,705	2,666	2,642	2,621	2,603
確保方策…②					
利用確保・実施か所数	5,523 10か所	5,523 10か所	5,523 10か所	5,523 10か所	5,523 10か所
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	4,428 9か所	4,428 9か所	4,428 9か所	4,428 9か所	4,428 9か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	1,095 1か所	1,095 1か所	1,095 1か所	1,095 1か所	1,095 1か所
差 ②-①	2,818	2,857	2,881	2,902	2,920

【説明用メモ】

R5 実績値内訳:(一時預かり事業)1,990人

(子育て援助活動支援事業)859人

量の見込み内訳:(一時預かり事業)

R7-1,826人、R8-1,779人、R9-1,746人、R10-1,716人、R11-1,689人

(子育て援助活動支援事業)

R7-879人、R8-887人、R9-896人、R10-905人、R11-914人

③ 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	1,784	----
確保方策(計画値)		
利用確保・実施か所数	4,106 7か所	4,106 7か所
病児保育事業	4,106 7か所	4,106 7か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	— 0か所	— 0か所

【説明用メモ】

掲載数値:延べ人数

算出方法:

(病児対応型)

R5 利用率×人口推計値

(病後児対応型)

R3-R5 平均利用率×人口推計値

(体調不良児対応型)

R5 利用率×対象児童推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	2,427	2,298	2,243	2,181	2,147
確保方策…②					
利用確保・実施か所数	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所
病児保育事業	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所	4,674 9か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	— 0か所	— 0か所	— 0か所	— 0か所	— 0か所
差 ②-①	2,247	2,376	2,431	2,493	2,527

【説明用メモ】

R5 実績値内訳:(病児対応型)170人

(病後児対応型)32人

(体調不良児対応型)1,582人

量の見込み内訳:(病児対応型)

R7-224人、R8-214人、R9-205人、R10-196人、R11-188人

(病後児対応型)

R7-101人、R8-96人、R9-90人、R10-87人、R11-83人

(体調不良児対応型)

R7-2,102人、R8-1,988人、R9-1,948人、R10-1,898人、R11-1,876人

確保方策内訳:(病児対応型)R7-R11 738人・1か所

(病後児対応型)R7-R11 492人・1か所

(体調不良児対応型)R7-R11 3,444人・7か所

④ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	3,816	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	2,493	2,433
実施か所数	1か所	1か所

【説明用メモ】

小学生以上のファミサポ利用者
 $R7=R6$ 利用見込み $\times 1.01$
 $R7$ 以降は前年度見込み $\times 1.01$
 増加傾向で算出

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	3,878	3,917	3,956	3,996	4,036
確保方策…②					
利用確保数	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差 ②-①	502	463	424	384	344

⑤ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育をすることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に養育を依頼し、必要な保護を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	2	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	モニタリング	モニタリング
実施か所数	8か所	8か所

【説明用メモ】

$R6.9$ 月現在の実績値を $R7$ 以降の見込み量・利用確保数として算出

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	24	24	24	24	24
確保方策…②					
利用確保数	24	24	24	24	24
実施か所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	0	0	0	0	0

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人回)	8,321	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	10,740	10,402
実施か所数	7か所	7か所

【説明用メモ】

掲載数値:延べ人数

算出方法:(増加傾向)見込利用率
× 対象児童推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)…①	8,156	8,104	8,014	7,990	7,928
確保方策…②					
利用確保数	15,252	15,252	15,252	15,252	15,252
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
差 ②-①	7,096	7,148	7,238	7,262	7,324

⑦ 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している人に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(か所)	3か所	3か所
確保方策(計画内容)		
実施か所数	3か所	3か所
実施施設	市役所、さんさん館 駅前子どもステーション	

【説明用メモ】

R5・R6 実績:

(子育て支援コンシェルジュ)

市役所、さんさん館、駅前子どもステーション

(旧:保健センター、新:子ども家庭センター)

市役所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)…①	3か所	5か所	6か所	7か所	8か所
確保方策…②					
実施か所数	3か所	5か所	6か所	7か所	8か所
実施施設	市役所、さんさん館、駅前子どもステーション、保育所(園)、 認定子ども園				
差 ②-①	0	0	0	0	0

【説明用メモ】

子ども家庭センターのより身近な窓口として、地域子育て相談機関を、各中学校区を目安に設置するよう求められている。(主な設置場所:保育所(園)、認定子ども園 等)

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	338	----
確保方策(計画内容)	助産師や保健師が全戸訪問	

【説明用メモ】
0歳児人口推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	318	314	311	309	305
確保方策	助産師や保健師が全戸訪問				

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	76	----
確保方策(計画内容)	家庭児童相談員、保健師等が訪問	

【説明用メモ】
令和5年度実人数を切り上げて算出

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	80	80	80	80	80
確保方策	家庭児童相談員、保健師等が訪問				

⑩ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人回)	3,258	----
確保方策(計画内容)	14回の妊婦健康診査受診票交付	

【説明用メモ】
0歳児人口(推計値)×平均受診回数
(R2~R5)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,180	3,140	3,110	3,090	3,050
確保方策	妊娠届出者へ14回の妊婦健康診査受診票交付				

⑪ 学童保育事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室、体育館、校庭等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ 1～3年生 ■

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	704	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	704	718
実施か所数	11か所	11か所

【説明用メモ】

掲載数値:実人数

算出方法:

(1～4年生)

(増加傾向)見込利用率×人口推計値

(5年生)

R3-R5平均利用率×人口推計値

(6年生)

R5利用率×人口推計値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	675	657	610	586	546
確保方策…②					
利用確保数	818	818	804	814	800
実施か所数	10か所	10か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	143	161	194	228	254

【説明用メモ】

R5実績値内訳:(1年生)264人(2年生)240人(3年生)200人
量の見込み内訳:

(1年生)

R7-247人、R8-257人、R9-216人、R10-226人、R11-210人

(2年生)

R7-236人、R8-196人、R9-222人、R10-183人、R11-188人

(3年生)

R7-192人、R8-204人、R9-172人、R10-177人、R11-148人

■ 4～6年生 ■

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	207	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	262	267
実施か所数	11か所	11か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	231	226	235	215	214
確保方策…②					
利用確保数	280	280	309	299	313
実施か所数	10か所	10か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	49	54	74	84	99

【説明用メモ】

R5実績値内訳:(4年生)124人(5年生)46人(6年生)37人
量の見込み内訳:

(4年生)

R7-138人、R8-133人、R9-146人、R10-126人、R11-133人

(5年生)

R7-59人、R8-59人、R9-55人、R10-57人、R11-48人

(6年生)

R7-34人、R8-34人、R9-34人、R10-32人、R11-33人

⑫ 産後ケア事業

出産後、おおむね4か月未満児と母を対象に、委託医療機関で通所や宿泊を通して心身のケアや育児のサポート等を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	98	----

【説明用メモ】
増加傾向で算出

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	108	113	119	125	131
確保方策	支援が必要な方を産後ケア施設に宿泊・通所または助産師等が対象者の居宅に訪問し実施				

⑬ 実費徴収に係る補足給付のための取組み

低所得者世帯を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具など教材費用及び行事への参加に要する費用等を助成します。

	令和5年度	令和6年度
実績	実施	実施

【説明用メモ】
茨城県計画を参考に、「実施」・「未実施」のみの表記としている。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための取組み

教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、事業実施に関する相談や手続きに関する支援等を行い、多様な事業者の新規参入を促進します。

	令和5年度	令和6年度
実績	実施	実施

【説明用メモ】
茨城県計画を参考に、「実施」・「未実施」のみの表記としている。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と育児支援の充実

施策の方向性

1. 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、こどもが地域で安全に過ごすことができる居場所（遊び場）を創出します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
新たな子育て支援拠点の整備検討	新	本市全体の子育て支援環境の充実を図るため、市域東部における既存の子育て支援拠点の他、新たな地域における子育て支援拠点の整備を検討します。	まちの魅力創造課 こども家庭課
各地域におけるこどもの居場所（遊び場）の創出検討	新	本市の子育て支援環境の充実を図るため、市民等から要望のある、市内各地域におけるこどもの居場所（遊び場）の創出を検討します。	こども家庭課
子育て世代との意見交換会の開催	新	子育て世代を取り巻く環境の変化や子育て世代の声等を的確に把握し、子育て支援施策に反映していくため、子育て世代との意見交換の機会を設けます。 また、市に対して子育て世代の方が気軽に子育てに関するご意見やご要望をお寄せいただけるための仕組みを検討します。	こども家庭課
こども家庭センターの運営の充実	新	母子保健と児童福祉の一体的な運営を行う機能を有し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うため、令和7年4月に設置した「こども家庭センター」の運営充実に向けて、配置職員のスキル向上等の取組みを行います。	こども家庭課
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の実施検討	新	子ども・子育て支援法等の一部改正により創設された「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」の令和8年度からの本格的実施に向けた検討・準備を行います。	保育課
駅前こどもステーションのリニューアル	新	令和7年3月に終了となる送迎サービスに代わる新たな機能を付加して、施設の充実を図ります。	こども家庭課
子育て支援団体の運営支援	新	本市の子育て支援を支える NPO 法人（本市から子育てサポート認定団体として、認定を受けている団体）の安定的かつ持続的な活動のための支援を検	こども家庭課

		討します。	
さんさん館(地域子育て支援センター)の運営拡充	拡	こどもや子育て世代の交流の場として、また、子育てに関する相談や情報を入手する場として、多くの子育て家庭に利用されている地域子育て支援拠点事業の中核である「さんさん館」の開館日数等を増加する等、運営の拡充を図ります。	こども家庭課
リフレッシュ保育事業の拡充	拡	一時的にお子さんを預かり、保護者がリフレッシュできる時間を提供するリフレッシュ保育事業の実施か所数の増加等、事業の拡充を図ります。	こども家庭課
龍ヶ崎市育児応援サイトの充実	充	本市の子育て支援サービス等に関する情報発信・提供提供の充実を図るため、龍ヶ崎市育児応援サイトのコンテンツの充実やタイムリーな情報発信を行います。	こども家庭課
子育てガイドの発行	充	本市の子育て情報を掲載する「子育てガイド」を最新情報へと改訂し、主に未就学児のいる世帯に広く行き渡るよう配布します。	こども家庭課

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策の方向性

2. 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）の導入	新	地域の子育て経験者が子育てを始めたばかりの家庭を訪問し、保護者の相談を受けたり、家事や育児と一緒に取り組むホームスタートの導入について、検討します。	こども家庭課
小児医療オンライン相談の導入検討	新	こどもの急な体調の変化に際し、医療機関受診の要否の判断や、日常の不安や疑問を解消するために、小児医療オンライン相談の導入について検討します。	医療対策課
不妊治療費用助成事業の実施	新	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療について、経済的負担の軽減を図るために治療費の一部を助成します。	こども家庭課
乳幼児健康診査の実施	拡	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳5か月児健診を実施し、心身の成長発達の確認及び病気の早期発見に努めます。 また、就学に向けて、5歳児健診の実施についても検討します。	こども家庭課 健康増進課
子育て支援サービス申請の電子化	充	産後のサービス（産後ケア事業、産前産後家事等支援事業等）に係る利用申請受付について電子化することで、利用者の利便性の向上を図ります。	こども家庭課
プレママ教室・プレパパ教室の開催	充	赤ちゃんを迎える準備として、妊娠中の生活、お産の流れや赤ちゃんのお世話等について教室を実施し、安心して共に子育てができるよう支援します。 また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・育児参画の重要性に関しての啓発を行います。	こども家庭課 健康増進課
妊婦歯周疾患検診の実施	継	妊娠中は、歯肉炎など歯周疾患になりやすく、歯周病は低出生体重児との関連があるとされているため、歯周疾患検診の助成をすることで、歯周疾患の早期発見・早期治療につなげます。	こども家庭課
新生児聴覚検査の実施	継	新生児期において、先天性難聴の早期発見を目的として検査費用の助成を行います。	こども家庭課
産前産後家事等支援事業（たつのこヘルパー）の実施	継	家族等から家事や育児のサポートが受けられない妊婦や出産後1年未満の産婦を対象に、家事支援や育児補助支援サービスを提供することで母親	こども家庭課

		等の身体的負担の軽減とともに、費用助成による経済的負担を軽減します。	
乳児委託健康診査の実施	継	生後1か月児健診、3～7か月児健診、8～11か月児健診を医療機関で実施し、児の成長発達の確認や病気の早期発見に努めます。	こども家庭課
伴走型相談支援事業の実施	継	妊娠期から子育て期にかけて、孤立することなく安心して子育てができるよう、全ての妊婦やその家族を対象として相談支援を行います。	こども家庭課
非課税世帯等妊娠判定費用助成事業の実施	継	非課税世帯等を対象に経済的負担を軽減するために妊娠判定に係る費用の一部を助成します。	こども家庭課
マタニティタクシー費用助成事業の実施	継	妊産婦健診やプレママ教室、出産時、産後ケア事業の際に利用したタクシー費用の助成を行います。	こども家庭課
産婦健康診査の実施	継	産婦健康診査（産後2週間及び4週間）により、産婦の心身の健康状態を確認し、支援が必要な産婦には早期に支援を行います。	こども家庭課
禁煙外来治療費助成事業の実施	継	妊婦やこどもと同居している家族に対して、禁煙外来に係る費用の助成を行うことで、妊婦やこどもへの受動喫煙を防止します。	こども家庭課
こどもの健康相談の開催	継	就学前のお子さんを対象に、身体測定、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、視能訓練士による個別相談を行います。子育ての悩みを解消し、保護者が不安なく子育てできるよう支援します。	こども家庭課 健康増進課
離乳食教室の開催	継	離乳食の進め方や食べさせ方等の講話や試食を通して、離乳食に関する不安が解消できるよう支援するとともに、乳歯のお手入れ方法についての講話を行い、歯磨きの習慣化に努めます。	こども家庭課 健康増進課
おひさまくらぶの実施（発達相談）	継	未就学のお子さんの発達面や行動面で心配なことがある保護者の個別相談を行います。	こども家庭課 健康増進課
たんぽぽくらぶの実施（育児相談）	継	小学生までのお子さんの関わり方で、困っている保護者の個別相談を行います。	こども家庭課 健康増進課
児童発達支援の実施	継	発達に課題のあるこどもを対象に「こども発達センター つぼみ園」において、保育所や小学校等と連携しながら、早期療育のための適切な指導等を行い、こどもとその家族への支援を行います。	障がい福祉課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続

施策Ⅳ すべての子どもを守り、支える環境の充実

施策の方向性

児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
こども家庭センターにおける相談体制の強化	新	関係機関との連携体制の強化とともに、個々のケースに応じたサポートプランの内容の充実を図ることで、こども家庭センターにおける相談支援体制の強化を図ります。	こども家庭課
子育て世帯訪問支援事業の実施	新	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。	こども家庭課
児童育成支援拠点事業の実施	新	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携し、個々の児童の状況に応じた支援を行います。NPO 法人等と連携し、こどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制を強化します。	こども家庭課
親子関係形成支援事業の実施	新	児童との関わり方に悩みや不安を抱えている保護者と児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、保護者同士が相談し、情報の交換ができる場を設けることにより、適切な親子関係の形成を図ります。	こども家庭課
こども食堂の設置の促進	新	新たにこども食堂やこどもへの宅食等の支援を行うことを希望している民間団体等に対し、必要な情報提供や活動支援等を通じて、設置の促進を図ります。	こども家庭課
龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの充実	充	全国的に児童虐待等の問題が顕在化していること等を踏まえ、今後一層、適切な保護、支援を行っていくため、関係機関との連携強化を図りながら、子ど	こども家庭課

		もを守るネットワークや、個々のケースを具体的に扱う個別ケース検討会議の適切な運営を行います。	
要支援児童等の見守り強化事業の実施	継	児童虐待等のリスク軽減のため、要支援児童等に対して、食事や居場所を提供する等、見守り体制の強化を図ります。	こども家庭課
母子家庭・父子家庭の自立支援の推進	継	母子家庭・父子家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、認定こども園や保育所、学童保育の優先入所に配慮します。また、各種手当の適切な制度運用による経済的支援の他、ハローワーク等の関係機関と連携した就業支援等を行うことで、自立支援を推進します。	こども家庭課 保育課

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

施策Ⅴ 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実

施策の方向性

男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男性・女性ともに育児等を両立できるための柔軟な働き方の実現に向けた取組みを推進します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
男性を対象とした働き方改革のための講座等の開催	新	男性を対象とした講座やイベントを開催し、働き方改革のための啓発・促進を図ります。	こども家庭課
市内企業を対象とした男性の育児休暇取得促進のための啓発活動	新	事業主等に対して、父親の育児休業取得促進や子育て期間中の勤務時間短縮などについての普及・啓発を行います。	こども家庭課
子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けた啓発活動	新	事業主等に対して、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現（始業開始等の変更、テレワーク等）に向けた普及・啓発を行います。	こども家庭課
プレママ教室・プレパパ教室の開催（再掲）	充	赤ちゃんを迎える準備として、妊娠中の生活、お産の流れや赤ちゃんのお世話等について教室を実施し、安心して共に子育てできるよう支援します。また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・育児参画の重要性に関する啓発を行います。	こども家庭課 健康増進課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続